

高山村除染実施計画

〈第1版〉

平成24年3月

群馬県 高山村

目 次

1. 計画策定の背景	1
2. 除染等の措置等の実施に関する方針	1
(1) 目標	
(2) 計画期間	
3. 計画の対象となる区域	2
4. 除染等の措置等を実施する主体及び実施する区域	3
5. 実施者が土地の利用区分に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置	4
6. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	6
7. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項	6
(1) 保管及び処分	
(2) 仮置場の設置	
(3) 収集及び運搬	
8. その他の事項	7
(1) 計画の見直し	
(2) 継続測定の実施	
(3) 説明会等の実施	
(4) 公表	

1. 計画策定の背景

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能漏れによる環境の汚染は広範囲に及び、本村においても、一部地域で放射線量が比較的高い値が確認されていることから、村民の間で健康や生活環境面への不安が生じている。

こうした状況の中、本村は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定を受けた。

今後、基準を上回る地域については、本計画により除染を実施することにより環境の回復に努め、村民の安心・安全を確保するものとする。

なお、本計画は、除染の効果や進捗状況、放射線量の推移等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 除染等の措置等の実施に関する方針

(1) 目標

特措法の基本方針に従い、東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量（自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量）を長期的に年間1ミリシーベルト（毎時0.23マイクロシーベルト）※以下になることを目標とする。

なお、直ちに年間1ミリシーベルトの達成が困難な放射線量の高い地域については、平成25年8月末までに、年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰及び風雨などの自然要因による減衰（ウェザリング効果）等を含めて約50%減少（子どもの生活環境については約60%減少）した状態を実現することを目標とする。

本計画では、子どもの生活環境に係る施設や公共施設、住居等生活圏内を中心に除染を実施するものとする。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

※ 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方【参考：第2回環境回復検討会資料】

① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は年間0.38ミリシーベルト（毎時0.04マイクロシーベルト）、宇宙からの放射線は年間0.29ミリシーベルト（毎時0.03マイクロシーベルト）である。（年間から毎時への換算：24時間×365日で割る）

② 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、1時間あたりに換算すると、毎時0.19マイクロシーベルトと考えられる。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果0.4倍）のある木造家屋に16時間滞在するという生活パターンを仮定）

年間1ミリシーベルト = 毎時0.19マイクロシーベルト × (8時間 + 0.4 × 16時間) × 365日

③ 通常のガンマ線サーベイメータでは、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分のみが測定される（宇宙からの放射線は測定されない）ため、

0.19 + 0.04 = 毎時0.23マイクロシーベルト

が、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトにあたる。

3. 計画の対象となる区域

村が主体となって実施した村内の空間放射線量率測定調査及び文部科学省の航空機モニタリング調査結果に基づき、区域内の測定結果の平均が地表 1メートル（幼児・低学年児童等の生活環境を配慮し、保育所・幼稚園・小学校においては、地表 50センチメートル）の高さで毎時 0.23 マイクロシーベルト以上である区域のうち、子どもの生活環境に係る施設や公共施設、住居等生活圏内を考慮した以下の区域を除染が必要な区域として計画対象区域とする。

計画対象区域については、小字単位（学校・公園等の子どもの生活環境については、施設単位）で判断するものとする。

なお、計画対象区域外の地域についても、特措法に基づく除染の対象にはならないが、生活圏内において側溝や雨樋下等における局所的な地点の空間放射線量率が周辺と比べて有意に高い地点（ホットスポット）が存在した場合については、村が総合的に判断し独自で除染の支援を行うものとする。

【計画対象区域】

単位： μ Sv/h

計画対象区域		空間放射線量率の範囲	平均空間放射線量率
大字 中山	字大原	0.119~0.324	0.243
	字二枚原	0.175~0.440	0.287
	字追廻し	0.142~0.396	0.243
	字茶屋ヶ松	0.269~0.353	0.295

4. 除染等の措置等を実施する主体及び実施する区域

計画対象区域の除染を円滑に進めるため、次のとおり土地の利用区分ごとに除染対象施設を位置づけるとともに、除染等の措置を実施する主体を定める。

なお、放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境に係る施設については、優先的に除染を実施するものとする。

【優先順位と土地用途に応じた施設、実施者】

優先度	土地利用区分	除染対象施設	実施者
高 ↓ 低	子どもの生活環境に係る公共施設	村有施設（みどりの村） 県有施設（北毛青少年自然の家、ぐんま天文台）	高山村 群馬県
	上記以外の公共施設	村有施設（体験交流館、自然休養村管理センター） 公民館、その他公共施設	高山村
	道路（通学路）	通学路	高山村
	民有地	住宅	高山村
	農地	通学路・生活圏内に隣接する農地（又は耕作放棄地）	高山村
	山林	通学路・生活圏内に隣接する山林	高山村
	牧草地	公共牧場	高山村

5. 実施者が土地の利用区分に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

計画対象区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月 第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年2月1日改定。）の内容を基本とし、除染を行うものとする。

除染対象と主な除染措置の内容は次のとおりとする。

【除染対象と主な除染措置内容】

土地利用区分	除染作業等	内容（下記から必要な措置を選択する）
子どもの生活環境に係る公共施設 （みどりの村、北毛青少年自然の家、ぐんま天文台）	建屋の洗浄	・屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	アスファルト等の除染	・ブラシ洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	表土除去及び客土※1	・庭等における表土等の除去 ・客土・圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※1	・庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去 ・現場保管の際の残土による原状回復（天地返し）
	草木除去	・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草
上記以外の公共施設 （体験交流館、自然休養村管理センター、公民館、その他公共施設）	建屋の洗浄	・屋上等、壁面の清掃、拭き取り ・雨樋等の清掃、洗浄
	アスファルト等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
	表土除去及び客土※2	・庭等における表土等の除去 ・客土・圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※2	・庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去 ・現場保管の際の残土による原状回復（天地返し）
道路（通学路）	路面洗浄等	・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄 ・歩道洗浄、除草
	側溝の清掃	・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄
	法面の除草	・除草
民有地（住宅）	家屋の除染	・壁面等の清掃、拭き取り ・雨樋等の清掃、洗浄 ・汚泥の除去
	コンクリート等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
	表土除去及び客土※2	・庭等における表土等の除去 ・客土・圧密による原状回復
	表土除去及び現場保管※2	・庭等における表土等の上下層の土の入れ替え、除去 ・現場保管の際の残土による原状回復（天地返し）

農地(以下に掲げるものを除く)	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、平均化
	農地への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
	除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地(永年性作物が栽培されている農地)	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	<ul style="list-style-type: none"> ・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
	除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
山林	枝打ち・落葉除去等	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
牧草地(公共牧場)	反転耕・深耕	<ul style="list-style-type: none"> ・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、平均化
	牧草地への措置	<ul style="list-style-type: none"> ・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
	除草等	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去

※1 「表土除去及び客土」と「表土除去及び現場保管」については、必要に応じて、いずれか一方を選択するものとする。

※2 村が総合的に判断し独自で定めるものである。

除染の実施にあたり、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な空間放射線量率の測定を実施し、放射線マップ等を作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施するものとする。

なお、実施前の詳細な空間放射線量率の測定を実施した結果、その地点が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合には、本計画の目標を達成した状態であると判断し、当該地点の除染は実施しない。

ただし、当該地点において、側溝や雨樋下等における局所的な地点の空間放射線量率が周辺と比べて有意に高い場合については除染を実施するものとする。

6. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

本計画の目標を達成するため、下記のスケジュールで除染に取り組むものとする。

また、個々の施設の除染については、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行うものとする。

なお、除染の進捗状況等を確認し、必要に応じ見直しを行うものとする。

【除染対象ごとの着手等期間】

土地利用区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
子どもの生活環境に係る公共施設	みどりの村	■	■	
	北毛青少年自然の家	■		
	ぐんま天文台	■		
上記以外の公共施設	体験交流館、自然休養村管理センター	■	■	
	公民館、その他公共施設	■	■	
道路（通学路）		■		
私有地（宅地）		■	■	
農地（通学路・生活圏内に隣接する農地）			■	■
山林（通学路・生活圏内に隣接する山林）			■	■
牧草地（公共牧場）				■

7. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

（1）保管及び処分

除染に伴い発生する除去土壌等については、国から最終処分の指針が示され、その処分が可能となるまでの間は、「除染関係ガイドライン」に基づき除染を行った現場の敷地内において保管（埋設処理等）をするものとする。

また、保管場所においてはそれぞれの除染実施主体ごとに必要な安全対策を講じた上で管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をするものとする。

（2）仮置場の設置

除染を進めるにあたり、発生する土壌等が多く仮置場の設置が必要と判断された場合は、関係者と協議の上、検討を進めるものとする。

（3）収集及び運搬

除染に伴い発生する除去土壌や廃棄物の収集及び運搬にあたっては、「除染関係ガイドライン」に基づき、これらが外部に飛散、流出しないように必要な措置を講じ、人への健康又は生活環境に係る被害が生じないよう安全対策に努めるものとする。

8. その他の事項

(1) 計画の見直し

本計画は、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国の動向等により、適宜、見直しを行うものとする。

(2) 継続測定の実施

村内の空間放射線量率については、必要に応じ継続的な測定を実施するものとする。

(3) 説明会等の実施

本計画の策定、除染等の措置については、住民等へ周知するため、必要に応じ説明会を実施するものとする。

(4) 公表

本計画に係る策定・内容等の見直しに伴い、その都度、公表するものとする。

また、空間放射線量率の測定結果及び除染の実施状況や効果については、広報誌及びホームページ等で随時公表するものとする。